



# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

丸山 幸雄

### 1. はじめに

副会長として会務を始めてから早半年が経過し、やっと会務の進行にも慣れてきた段階です。以下わたしの主担当委員会などの活動状況について御報告いたします。

#### (1) 知的財産価値評価推進センター

知的財産価値評価推進センター（以下「センター」と称す。）は、知財価値評価人の選定・育成を行っており、裁判所などから知財価値評価の依頼があると、センターで評価人に対して公募を行い、評価を行う評価人を選定して依頼側に通知しています。他に研修会を開催するなどして評価人の育成にも力を注いでいます。

特に本年度は、センター設立10周年であること、及び中小ベンチャー企業の育成には知財価値評価の必要性が高まってきていることから、井内龍二センター長のリーダーシップの下全国6箇所センター設立10周年記念セミナーを実施し、弁理士が知財価値評価を行っていること、日本弁理士会が知財価値を評価する機関を備えていることの広報に努める事としております。既に札幌で80名以上、仙台でも50名、岡山で60名以上の参加実績があり、知財価値評価という今まで弁理士会で広報が比較的弱かったテーマであるにも係らず当初の予想を遙かに超えた順調な滑り出しとなっております。

更に、中小企業やベンチャー企業の有する知財価値評価を可能とすべく、関係官庁の行う価値評価に関す

る価値評価機関として名乗りを上げると共に、このような場合にも評価人が適切に対応可能なように知財価値評価マニュアルの作成を進めており、本年度中の完成を目指して土日の2日間かけて集中的に検討する等、完成に向けて追い込みにかかっております。

#### (2) 商標委員会

商標委員会は、並川鉄也委員長の下4つの部会に別れて各部会で諮問事項、委嘱事項の審議を行っております。

日本の商標制度のあるべき姿に関する提言については継続して検討しており提言としてまとめるべく活発な意見交換が行われております。

特に本年度は商標法の改正があり、新たな審査基準に関する情報の収集、検討、及び検討結果を踏まえた特許庁への意見書（パブリックコメント）の提出を行うと共に、研修会を通じて会員への周知を図るべく活動しております。

更に、商標に関して国際化の動きが激しくなっており、外国商標制度の調査検討を行うと共に、WIPO等の国際機関に積極的に委員を派遣し、情報の収集、検討を行っております。

又、商標関係の判決や審決についての検討も進めており、注目すべき判決や審決について会員に知らせることが出来るよう準備を行っております。更に、本年度は五極商標庁会合が12月に東京で行われるため、会合の後半の進行を知財協と共同して行うべく準備を進めております。

### (3) 地域企画調整委員会

全国の各支部間の意見の調整を行うと共に、支部のあり方についての総括を行っております。更に、昨年度特許庁の中小企業支援対策として各都道府県に設置されている知財総合支援窓口配置された窓口知財専門家（弁理士）制度を全面支援する立場から運営への協力及び問題点や改良すべき点などの要望を抽出し、特許庁へのフィードバックを行っております。

又、各支部の支部長及び副支部長を一堂に集めて特定の課題を集中審議する支部サミットを8月1日と2日の2日間にわたって大阪で開催しました。本年度は「知財総合支援窓口」の運営について「支援窓口担当者用のマニュアル」について審議し、2日9時からの特許庁普及支援課松下達也課長より「知財総合支援窓口」運営状況の説明をしていただき各支部代表者との意見交換を行うなど、非常に充実した会議となり、大阪宣言を採択して無事終了いたしました。

### (4) 知財総合支援窓口に関する運営ワーキンググループ

昨年度各都道府県に設置されている知財総合支援窓口配置されている窓口知財専門家（弁理士）の選任を行いました。本年度は窓口知財専門家（弁理士）の導入を是非とも成功させるために特許庁担当部署との定期的な意見交換を行い、知財総合支援窓口に関する運営をサポートしております。

更に、昨年度は選定期間が短かった点に鑑みて次年度の窓口知財専門家（弁理士）の選定にあたっては各支部で説明会を開催し、会員への周知を図ると共に、各支部毎の選定基準を明示し、選定の公平性を担保することとしております。

### (5) 復興プロジェクト本部

会長を本部長として日本弁理士会における東日本大震災の被災地に対する復興援助を行うべく設立されたプロジェクトであり、特許活用チームとブランドチー

ムから構成されています。

特許活用チームは、特許、意匠の出願・権利化支援を行うと共に、知的創造サイクルの権利の活用面から特許出願等復興支援の申請のあった案件について申請内容の検討及び出願支援、権利の活用支援を行っております。特定の企業を選定して権利の活用援助を行っております。

ブランドチームは、復興支援の申請のあったブランドについて商標登録出願支援を行うほか、今年1月に一般社団法人愛Bリーグ本部等と「ご当地グルメに関わる地域ブランドの模倣品対策についての協定」を締結し、「地域ブランド監理監視機構」を創設して以来、模倣品対策活動を行っております。

本活動は、東日本大震災からの復興支援を契機として始まった取組みであることから、対象のご当地グルメは東北地方のものに限られていましたが、10月よりその対象を全国のご当地グルメに拡大することとしました。

### (6) 特許制度運用協議委員会

特許制度運用協議委員会は、須藤晃伸委員長の下特許庁の主に特許制度運用上の各種問題点に対応する審査基準室、品質管理室、審査企画班との定期意見交換会を開催すると共に、特許庁から会員への周知依頼事項を順次会員に周知しております。例えば、特許庁へのインターネット出願手続に関する各種情報の会員への周知（ペーパーレスニュース）、特許庁に対する制度上の改善要望を整理して定期的に（原則年2回）対庁協議を行い、協議の結果は対庁協議事項集としてまとめております。

その他、昨年まで本委員会で対応していたグローバル・ドシエ（日韓中欧米の5極で特許出願包袋情報の相互利用に向けた会合）について本年度より特許委員会及び国際活動センターと共同して対応することとして連絡会議を開催しております。

#### (7) 福利厚生委員会

福利厚生委員会は、山崎高明委員長の下会員相互の福利厚生を図るために存在する委員会です。昨年度までは健康診断補助、慶弔関係の手続を行うのみでしたが、本年度は従前通りの手続でよいか否かを見直す時期にきていると思われること、会員の会務活動参加を促す必要性もある、との認識のもと、福利厚生のあり方を積極的に再検討することといたしました。

審議を重ねた結果、従来の健康診断の補助金、慶弔見舞金給付額を引き上げる方向の答申を行うと共に、会務に特に貢献のあった特別表彰、永年表彰時に給付金を創設する方向での答申書を提出しております。

#### (8) 弁理士推薦委員会

玉真正美委員長の下ベテランの先生の助けを借りて、外部からの弁理士の推薦依頼を受けて必要に応じて関係する委員会に人選を委任し、或いは自ら選んで適切な弁理士の推薦を行っております。

弁理士の推薦依頼は多岐、多様にわたっており、たえず審議を行っている状況です。適切な人を推薦するため今後も数多くの弁理士推薦依頼案件が控えており、想像以上にハードな委員会です。

#### (9) 知財戦略ワーキンググループ

小川眞一ワーキンググループ長の下、政府の知的財産推進計画 2015 への提言や知的財産戦略会議での意見表明等、日本弁理士会会長が外部に向けての政策提言を行う際に会長をサポートするシンクタンクとして各種の案件に体する調査研究、提言のまとめ等を迅速に行っております。

#### (10) 北陸支部

北陸支部は、「福井地区会、富山地区会、石川地区会、新潟地区会」から構成されており、黒田勇治支部長の下、各地区会から副支部長が選任されております。

当支部では、支部会員が毎月一定額を積み立てており、年 4 回開催される支部総会及び研修会を各県の温泉地で行っており、支部会員間の意思確認を図っております。この結果かどうかは判りませんが年齢性別にかかわらず支部総会及び研修会への出席率が各支部と比較して群を抜いて高く、非常に良くまとまっております。各県行政機関や各種団体とも良好な関係を保っております。

以上